

## 埋蔵文化財の情報発信について

清須市ホームページ（案）

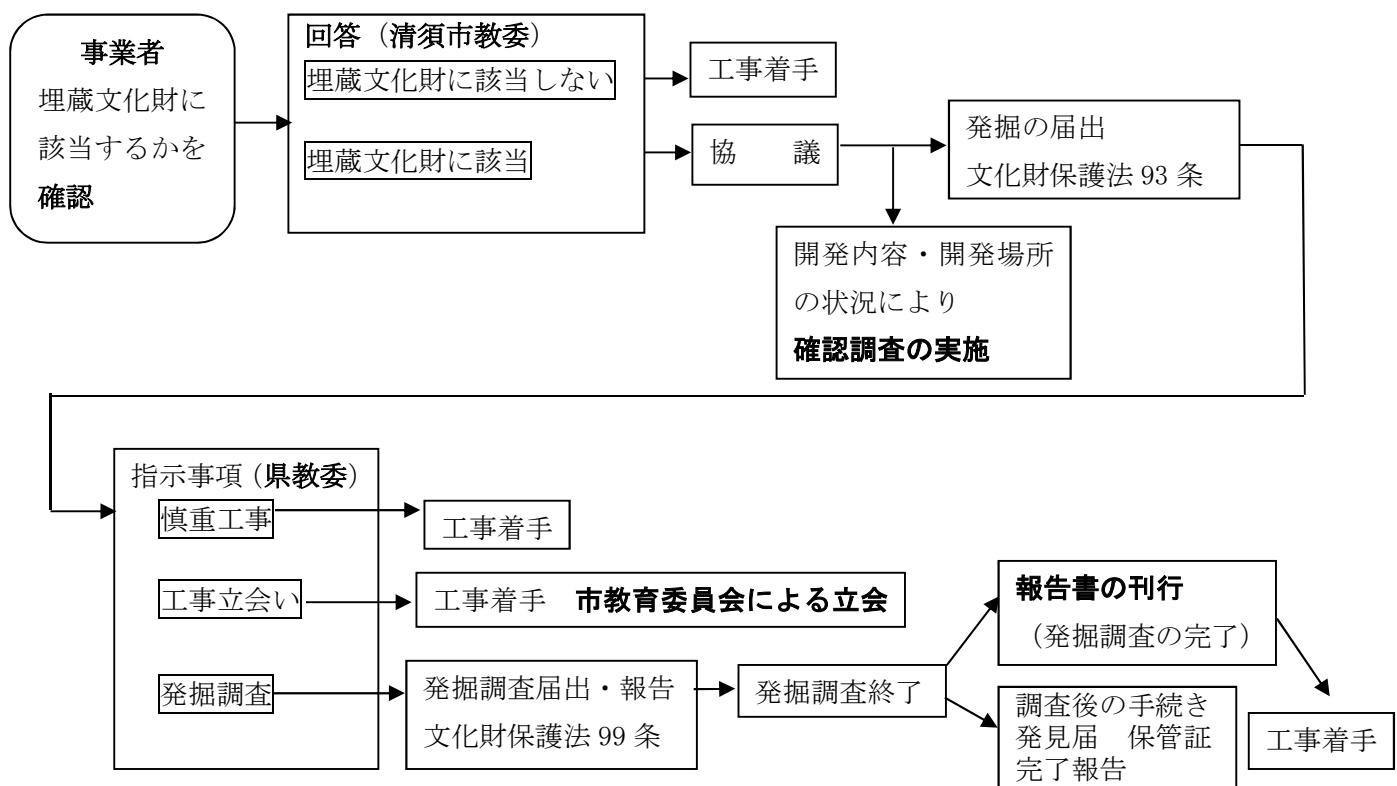
### 埋蔵文化財の取扱いについて

#### 1 埋蔵文化財に関する手続きについて

清須市内には、住居跡や墓など私たちの先祖が残した生活の痕跡である遺跡が数多く存在しています。このような場所を文化財保護法では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として保護しています。

埋蔵文化財包蔵地内で土木・建設工事等の開発行為を行う場合は、文化財保護法により手続きが必要です。清須市では、清洲城下町遺跡、朝日遺跡、廻間遺跡などで市内の30パーセント（特に清洲地区）が包蔵地に該当しています。

#### ○清須市内で開発を行う場合の手続き（埋蔵文化財の取り扱いフローチャート）



\* 指示事項は市町村を経

由して事業者へ通知

##### (1) 教育委員会への事前照会

土木・建築工事などを計画されている場合は、計画予定地が、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するかどうかを、生涯学習課文化振興係へ照会して下さい。

## (2) 埋蔵文化財発掘の届出（開発予定地が「埋蔵文化財包蔵地」の範囲に該当する場合）

開発予定地が「埋蔵文化財包蔵地」の範囲に該当する場合は、文化財保護法 93 条第 1 項の規定により「埋蔵文化財発掘の届出」の提出が必要となります。

以下の「埋蔵文化財の届出」と必要な図面を添付し、工事着工の 60 日前までに教育委員会生涯学習課（清須市役所南館 1 階）へ 2 部提出してください。

また、開発の内容、開発予定地の状況等によって発掘調査等が必要になる場合があります。詳細は清須市教育委員会生涯学習課文化振興係までお問い合わせ下さい。

### ○埋蔵文化財発掘の届出の様式

令和 2 年 4 月 1 日より愛知県の文化財保護行政等の知事部局への移管に伴い、届出の様式が一部変更となりました。今後は新たな様式をご利用下さい。

届出提出の際は、以下の添付書類を添えて 2 部提出をお願いします。

[埋蔵文化財発掘の届出（93 条）様式（Word : 44KB）](#)

[埋蔵文化財発掘届出（93 条）記入例（PDF : 205KB）](#)

#### 【添付書類】

- ・土木工事の計画区域を示す現況図（位置図）
- ・区域内の計画構造物の配置を示す図
- ・掘削の範囲及び深さがわかる図面（基礎平面図・基礎断面等に掘削する範囲を朱書きで記入）
- ・計画構造物の立面図
- ・浄化槽等の図面（設置する場合のみ）

## 2 国指定史跡 貝殻山貝塚および朝日遺跡について

朝日遺跡は、東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡であり、史跡貝殻山貝塚は、尾張地方を代表する弥生時代の貝塚であると同時に初期の朝日遺跡の集落域にあたることが明らかになって います。

国指定史跡貝殻山貝塚は、あいち朝日遺跡ミュージアムの敷地内にあります。愛知県によるあいち朝日遺跡ミュージアムの整備に併せて、国指定史跡貝殻山貝塚も整備が行われ、それに先立ち、平成 28 年 3 月に「史跡 貝殻山貝塚保存管理計画」が策定されました。本計画では、朝日遺跡内を以下のように地区を設定しています。

### ①A 地区 史跡指定地区

- ・土地所有者及び管理者は愛知県。史跡の本体である貝塚、弥生時代初期の遺構・遺物を包蔵する地区である。

### ②B 地区 史跡追加指定想定地区

- ・史跡貝殻山貝塚周辺において、環濠等弥生時代初期の遺構の存在が想定される地区である。

### ③C 地区 埋蔵文化財包蔵地区（朝日遺跡）

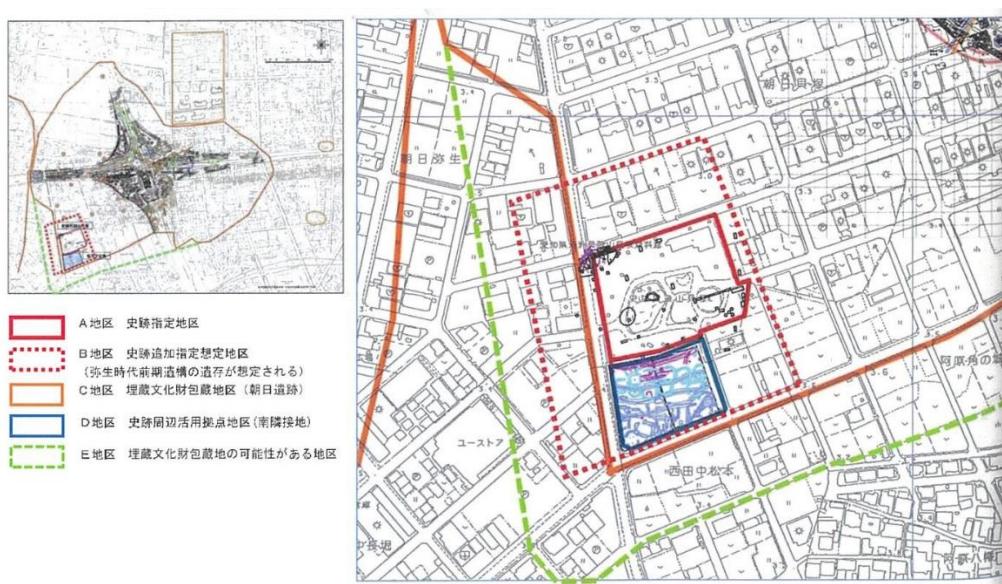
- ・史跡の指定地外であるが、弥生時代の遺構・遺物を包含する「朝日遺跡」の範囲である。道路、宅地、工場・倉庫、耕作地等様々な土地利用が行われている。

#### ④D地区 史跡周辺活用拠点地区（南隣接地）

- ・土地所有者及び管理者は愛知県。新資料館建設のために県が用地を取得し、発掘調査をした範囲である。これまで資料館建設を想定し拡充整備予定地としてきたが、朝日遺跡普及活用の拠点として史跡と一体的な整備が考えられる地区であることから、史跡周辺活用拠点地区とする。

#### ⑤E地区 埋蔵文化財包蔵地の可能性がある地区

- ・史跡の西側及び南隣接地の南側の地区である。これまでの発掘調査等の成果から弥生時代初期の遺構の存在が想定される②B地区だけではなく、埋蔵文化財包蔵地（朝日遺跡）の範囲が広がる可能性がある。



管理区分図

※上記の計画によりこの地域内で開発を予定されている場合は、事前にご協議ください。

### 3 その他

#### ○遺跡範囲の変更について

発掘調査・試掘調査等で蓄積した情報をもとに遺跡分布地図の遺跡範囲等の見直しを行っています。最近の変更をお知らせします。

朝日遺跡 遺跡推定範囲の拡大（変更日：平成 29 年 7 月 10 日）

[位置図（PDF：175KB）](#)

埋蔵文化財の範囲は、マップあいちで確認できます。（愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）を選択してください。

[マップあいち（外部サイト）](#)